

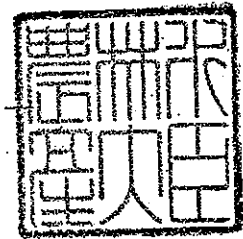


資料 2-1

18消安第1291号
平成18年5月15日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

農林水産大臣 中川 昭



飼料中の残留農薬基準の設定について(回答)

平成18年3月7日付け府食第164号により貴職から提出のあった意見については、別添のとおり回答する。



別添

1. について

厚生労働省から提出された「平成18年度食品健康影響評価依頼予定物質について」（平成18年3月30日付け食安基発第0330001号厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長通知）の策定の際は、厚生労働省と十分に協議を行っており、これに含まれる農薬については同時に飼料中の残留基準値の設定について評価を求めることとする。

2. について

飼料中の残留農薬の分析法については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令により残留基準値を定める予定である60種類の農薬のうち53種類の農薬の分析法を「飼料分析基準の制定について」（平成7年11月15日付け7畜B第1660号農林水産省生産局長通知）において既に制定している。

現段階において、基準を設定したすべての農薬に関する分析法を省令改正の施行までに策定するのは困難な見込みであるが、早期策定に努めることとする。

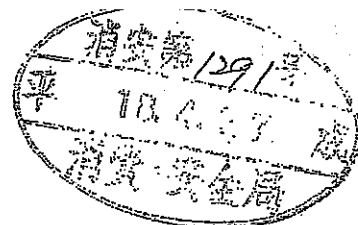
3. について

平成17年12月28日から約1ヶ月間国民に対し意見募集を行うとともに、平成18年3月6日にリスクコミュニケーションを実施したところである。また、独立行政法人肥飼料検査所のホームページにおいて、飼料中の残留農薬に関する質問と回答を掲載し、国民の理解に努めてきたところである。

今後とも、積極的なリスクコミュニケーションに努めることとする。

4. について

貴委員会に対し、各段階で逐次報告を行うこととする。



府食第164号

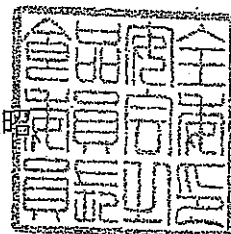
平成18年3月7日

農林水産大臣

中川 昭一 殿

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭



飼料中の残留農薬基準の設定について（意見）

食品安全委員会は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第1項第5号の規定に基づき、飼料中の残留農薬基準の設定について調査審議した結果、今後、当該施策を推進する上で食品の安全性の確保を図る観点から留意すべきと考えられる事項について、別添のとおり、貴大臣に対し、意見を述べるものである。



(別添)

飼料中の残留農薬基準の設定に際し、食品安全委員会としては、次に掲げる事項に留意することが必要であると考えるので、今後、貴省におかれては、当該施策の推進に当たって、これらの事項に留意しつつ、食品の安全性の確保が図られるよう期待する。

1. 飼料中の残留農薬基準については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正の施行後に実施する食品健康影響評価（以下「リスク評価」という。）の結果を踏まえて見直す必要があることから、リスク評価の効率的な実施に資するためのリスク評価依頼計画を策定し、当委員会の了承を得ること。

なお、評価の対象となる農薬については、ポジティブリスト制度の導入にかかる暫定基準を設定する農薬と重複していると考えられることから、同一物質については、同時に評価ができるよう、厚生労働省において作成される「暫定基準のリスク評価依頼計画」との整合性を十分検討すること。

2. 当該残留農薬基準を設定する物質に係る残留検査が可能となるように、当該改正の施行までに、公定検査法を策定すること。
3. 当該基準の設定が食品の安全性の向上に貢献することについて、国民が理解できるよう、積極的なリスクコミュニケーションに努めること。
4. 当該改正の施行に向けた手続の各段階で、食品の安全性の向上のため適時適切な措置が講じられていることを確認できるよう、当委員会に対し逐次報告を行うこと。